

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 5 条第 1 項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第 3 条（許可の基準）
処 分 基 準： 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話0952-24-1111内3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：